

あおぞらこども園の入園を希望されている皆さまへ

幼稚園や認可保育所、認定こども園等を利用するにあたっては、利用者負担額や保育の必要性などを判断させていただくため、「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定請求書」を提出していただく必要があります。

こども園の利用を希望されている方は、別紙認定申請書の提出をお願いします。

認定申請書を提出いただいた方には、後日「支給認定証」を交付させていただきます。

* 記入の仕方についてのお問い合わせは こども課 子育て支援係までお願いします。

支給認定区分について

支給認定区分は3パターンがあります。

- ◎1号認定・・・お子さんが満3歳以上で、
お昼過ぎまでの4時間程度の利用を希望する場合
- ◎2号認定・・・お子さんが満3歳以上で、
保護者の就労、またはその他の「保育の必要性」に該当する場合
- ◎3号認定・・・お子さんが満3歳未満で、
保護者の就労、またはその他の「保育の必要性」に該当する場合

「保育の必要性」とは・・・

- 1 就労
- 2 妊娠・出産・・・産後として認められるのは8週間を経過するまでの期間です。
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動中（起業準備を含む）・・・求職活動期間として認められるのは
利用開始希望日より90日間です。
- 7 就学（職業訓練校を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいるため
- 10 その他町長が認める状態にあること

以上の要件のいずれかに該当している場合を言います。

※1号認定に該当する方は、申請書の表面のみ記入。

※2号・3号認定に該当する方は、申請書うら面の記入もあります。

支給認定申請時に必要な添付書類（保育を必要とする場合）

就労	就労証明書（お勤めの方）、自営業等就労申立書（自営業等の方） ※父親、母親 どちらの分も必要です。
妊娠・出産	母子手帳や診断書の写し ※出産もしくは出産予定日が確認できるページ。
疾病・障がい	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害保健福祉手帳などの写し
介護等	（介護又は看護を受ける方の）診断書、身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの写し
求職等	ハローワークカード、雇用保険受給資格者等の写し
就学等	在学証明、学生証などの写し
その他	ご事情により書類が異なります。 詳しくは住民福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

※事務担当 こども課 子育て支援係 0240-23-5515